

知立街かど音楽会 規約

知立街かど音楽会（以下「会」という）は知立市を中心とした三河地域に在住・在勤するアーティスト・サポーター及びリスナーで組織され、地域音楽文化の普及向上に貢献することを願うものである。
そのために、この会の円滑なる運営を図るため規約を定める。

第1条 目的

この会は、アーティスト・サポーター及びリスナーが音楽の楽しさ・素晴らしさを共有し、三河地域音楽文化向上発展に寄与することを目的とする。

第2条 事業

この会は、非営利事業として、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

＜アーティスト事業＞

1. コンサートの企画運営
2. 出演依頼の仲介
3. その他前条目的達成のための事業

＜サポーター向け事業＞

1. コンサートスタッフ情報提供
2. 空き店舗有効活用
3. その他上記目的達成のための事業

＜リスナー向け事業＞

1. コンサート情報提供
2. HPの運営
3. その他会員参加イベントの開催

第3条 会員

コンサート出演の斡旋、出演依頼の仲介の提供。
イベント情報・登録アーティストコンサート情報の提供を受けることができます。

第4条 入会条件

音楽を純粋に「演奏したい・協力したい・聴きたい」という気持ちのある方。

第5条 入会方法

事務局宛に氏名・メールアドレス(携帯及びPC)・サポート内容を記入し、申込下さい。

第6条 退会

退会しようとする時は、理由を付して退会届を提出して下さい。

第7条 除名

この会の名誉を著しく傷つけた、または傷つけようとした者及び会費などを長期に納付しないものは会長の裁断により除名できる。

第8条 役員

この会の、常任スタッフとして企画運営を行なう。会員有志による完全な奉仕であり、その身分によって権益を得ることはない。

役員会は必要なきに会長が招集することが出来る。

新たに役員を選出する場合は役員の推薦及び役員会の承認が必要となる。

また、本規約を変更する場合は役員会の承認が必要となる。

<役員会>

各担当の代表者をもって、月に1回の役員会を行なう。

<会長>

役員会・総会の実施及び進行を行なう。

外部機関への連絡窓口となる。

<副会長>

会長の補佐を行なう。

<広報>

チラシ・ポスター・名刺の手配及び配布を行なう。

<会計>

会計事務を行なう。

第9条 会計

この会の運営は協賛金・寄与金及び雑収入などによる。

第13条 会計年度

この会の会計年度は毎年1月1日より12月31日とする。

知立街かど音楽会 組織図

